

事 務 連 絡

平成18年9月22日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様
中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

平素より障害福祉行政にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、8月24日に開催した全国主管課長会議でお示した入院時支援加算と入院・外泊時加算の取扱い等に関するQ&Aを作成しましたので、ご送付いたします。

なお、今回お示ししていない新たな加算につきましても、質問等の多いものについては、Q&Aの形にしていく予定です。

入院時支援加算等に関するQ&A

Q 1 入所施設における入院・外泊時の措置（入院・外泊時加算）については、1月に6日を限度に320単位を算定することとされているが、6日間は連続していなければならないのか。

A 入院・外泊の日数については、連続している必要はなく、6日に満たない短期間の入院・外泊を数回行った場合でも、1月に6日を限度に算定可能であるが、入院・外泊の期間が6日以上連続している場合は、連続する6日間が対象となる。

Q 2 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算については、最初の1月のみ（最初の月の末日が算定できる日の場合は翌月も算定できる。以下同じ。）6日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月6日を超える場合（最初の1月のみ）であって、当該6日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1,122単位

（例1）入院期間が2か月にわたる場合（入院期間10月20日～11月24日、36日間）

10月20日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

21日～26日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可

27日～31日（5日間）・・・561単位（1回／月）を算定可

11月 1日～23日（23日間）・・・1,122単位（1回／月）を算定可

24日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

※ 320単位は施設・規模に応じて異なる。

※ 561単位、1,122単位は施設・規模による違いはない。

※ 10月・11月の各月において入院先を最低1回（1, 122単位を算定する場合は2回）以上訪問し、支援を行う必要がある。

(例2) 入院期間が2か月にわたる場合（入院期間10月25日～11月29日、36日間）

10月25日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
26日～31日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
11月 1日～ 6日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
7日～28日（22日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可
29日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

(例3) 入院期間が3か月にわたる場合（入院期間10月28日～12月2日、36日間）

10月28日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
29日～31日（3日間）・・・1日につき320単位を算定可
11月 1日～ 6日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
7日～30日（24日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可
12月 1日（1日間）・・・561単位（1回／月）を算定可
2日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

(例4) 入院期間が3か月にわたる場合（入院期間11月1日～1月31日、ただし施設への一時帰宅期間12月28日～1日3日）

11月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
2日～ 7日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
8日～30日（23日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可
12月 1日～27日（27日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可
28日～31日（4日間）・・・所定単位数（本体報酬）を算定
1月 1日～ 3日（3日間）・・・所定単位数（本体報酬）を算定
4日～ 9日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可
10日～30日（21日間）・・・1, 122単位（1回／月）を算定可

31日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例5）外泊期間が2か月にわたる場合（外泊期間7月15日～8月31日）

7月15日 外泊・・・所定単位数（本体報酬）を算定

16日～21日（6日間）・・・1日につき320単位を算定可

22日～31日（10日間）・・・算定不可

8月1日～30日（30日間）・・・算定不可

31日 帰園・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例6）5日間外泊し、月末に入院した場合（外泊期間10月6日～10日、入院期間

10月27日～11月15日）

10月6日 外泊・・・所定単位数（本体報酬）を算定

7日～9日（3日間）・・・1日につき320単位を算定可

10日～26日（17日間）・・・所定単位数（本体報酬）を算定

27日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

28日～30日（3日間）・・・1日につき320単位を算定可

31日（1日間）・・・561単位（1回／月）を算定可

11月1日～14日（14日間）・・・1,122単位（1回／月）を算定可

15日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

Q3 入所施設において、利用者の入院時における空ベッドをショートステイとして活用した場合についても入院時支援加算は算定できるのか。

A 入院・外泊時加算については、入院・外泊者のベッドの確保の観点から、入院・外泊の日数に応じて評価されているものであり、入院・外泊期間中に当該ベッドをショートステイに活用した場合においては、算定することはできない。

他方、入院時支援加算については、入所者の入院期間中に施設職員が実施した支援を評価するものであり、入院時支援加算が算定可能な期間中に空ベッドをショートステイに活用した場合で

も、入院時支援加算を算定することは可能である。

例えば、入院翌日から空ベッドをショートステイに活用した場合については、翌日から7日目まではショートステイの報酬のみ算定可能（入院・外泊時加算としての320単位の算定は不可）となるが、8日目以降についてはショートステイと入院時支援加算を算定することが可能である。

（例1）入院期間10月1日～10日（10日間）、短期入所利用期間10月2日～9日（8日間）

10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
2日～ 7日（6日間）・・・短期入所の報酬を算定
8日～ 9日（2日間）・・・短期入所の報酬と入院時支援加算（561単位
1日／月）を算定可
10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

（例2）入院期間10月1日～10日（10日間）、短期入所利用期間10月4～5日（2日間）

10月 1日 入院・・・所定単位数（本体報酬）を算定
2日～ 3日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可
4日～ 5日（2日間）・・・短期入所の報酬を算定（320単位は算定不可）
6日～ 7日（2日間）・・・1日につき320単位を算定可
8日～ 9日（2日間）・・・320単位は算定不可
10日 退院・・・所定単位数（本体報酬）を算定

Q4 障害児入所施設（医療型施設を除く）において長期間入院・外泊している場合の入院・外泊時加算と入院時支援加算はどのように算定するのか。

A 障害児入所施設において、長期間入院している場合の入院・外泊時加算として320単位又は160単位が算定できるのは、最初の1月のみ（最初の月の末日が算定できる日の場合は翌月も算定できる。以下同じ。）12日を限度に算定可能である。

一方、入院時支援加算について、入院・外泊により本体報酬が算定されない日数が月12日を超える場合（最初の1月のみ）であって、当該12日を超えて入院により本体報酬が算定できな

い日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる（月1回算定）。

6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1,122単位

(例1) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間10月20日～12月29日)

10月20日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定
21日～26日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可
27日～31日 (5日間)・・・1日につき160単位を算定可
11月 1日～ 6日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可
7日～12日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可
13日～30日(18日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可
12月 1日～28日(28日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可
29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例2) 入院期間が3か月にわたる場合(入院期間11月1日～1月31日、ただし、施設への一時帰宅期間12月25日～1月7日)

11月 1日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定
2日～ 7日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可
8日～13日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可
14日～30日(19日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可
12月 1日～24日(24日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可
25日～31日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定
1月 1日～ 7日 (7日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定
8日～13日 (6日間)・・・1日につき320単位を算定可
14日～19日 (6日間)・・・1日につき160単位を算定可
20日～30日(11日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可
31日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

(例3) 外泊期間が2か月にわたる場合(外泊期間7月15日～8月31日)

7月15日 外泊・・・所定単位数(本体報酬)を算定

16日～21日(6日間)・・・1日につき320単位を算定可

22日～27日(6日間)・・・1日につき160単位を算定可

28日～31日(4日間)・・・算定不可

8月 1日～30日(30日間)・・・算定不可

31日 帰園・・・所定単位数(本体報酬)を算定

Q5 グループホーム・ケアホームにおいて長期間入院している場合の入院時支援加算はどのように算定するのか。

A グループホーム・ケアホームにおいては、入院時支援加算を算定できるのは入院により本体報酬が算定されない日数が月2日を超える場合であって、当該2日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる(月1回算定)。

3～6日までの場合 561単位 7日以上の場合 1,122単位

(例) 入院期間が2か月にわたる場合(入院期間10月20日～11月29日)

10月20日 入院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

21日～31日(11日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可

11月 1日～28日(28日間)・・・1,122単位(1回/月)を算定可

29日 退院・・・所定単位数(本体報酬)を算定

※ 10月・11月の各月において入院先を最低1回(1,122単位を算定する場合は2回)以上訪問し、支援を行う必要がある。

Q6 グループホーム・ケアホームにおいて帰省している場合の帰宅時支援加算はどのように算定するのか。

A グループホーム・ケアホームにおいては、帰宅時支援加算を算定できるのは帰省により本体報

酬が算定されない日数が月2日を超える場合であって、当該2日を超えて帰省により本体報酬が算定できない日数が下記の日数の場合に、個別支援計画に基づき帰省の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算できる。(月1回算定)。

3～6日までの場合 187単位 7日以上の場合 374単位

(例) 毎週金曜日の夜、実家に帰り、月曜日の夜、グループホームに戻る場合

10月 6日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月 7日(土)～8日(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可

10月 9日(月) グループホームに戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月13日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月14日(土)～15(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可

10月16日(月) グループホームに戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月20日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月21日(土)～22(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可

10月23日(月) グループホームに戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月27日(金) 帰省・・・所定単位数(本体報酬)を算定

10月28日(土)～29日(日) (2日間)・・・所定単位数(本体報酬)を算定不可

10月30日(月) グループホームに戻る・・・所定単位数(本体報酬)を算定

※ 本体報酬を算定できない日数が8日(1月間)あることから、374単位を算定

Q7 障害児通園施設(児童デイサービス事業)において家庭訪問を行った場合における家庭連携加算及び訪問支援特別加算は併給が可能であるか。

A 障害児通園施設等には、今回新たに「家庭連携加算」及び「訪問支援特別加算」を認めたところである。二つの加算について一人の者に対して、同一日の併給は認められない。なお、訪問に際し、リハビリ・指導等を行った場合であっても、本体報酬は算定できない。